

平成19年度国立大学法人鳴門教育大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(学部学科、研究科の専攻等の名称及び学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数は別表のとおり)

- 1) 学校教育の課題に応えるために教育実践を中核とする教員養成カリキュラムを構築するため、次の措置を講ずる。
 - ① 地域の学校と連携した実地教育の充実を図り、学生の教職意識の高揚を図る。
 - ② 実践的・体験的授業、合宿研修等を通して、教養教育や教科専門の基礎を体験的に身につけるとともに、社会性及び実践的能力やコミュニケーション能力を培う。
- 2) 教育実践学を中核とした学部・修士による6年間を見通した教員養成を目指すとともに、学校教育や教科教育の課題を解明できる実践的能力を育成するため、学士課程及び大学院課程において、次の措置を講ずる。

学士課程

- ① 教員就職支援のガイダンスを体系化し、学校教育や教科教育の課題を解明できる実践的能力のある教員養成を通して、教員就職率60%を恒常的に維持できる学内体制を充実させる。

大学院課程

- ① 教員採用就職率の向上を図るため、大学院生を対象とした取組を充実させる。
- 3) 大学院において、専門職大学院の設置を目指すため、次の措置を講ずる。
 - ① 専門職大学院の平成20年度設置に向けて、諸準備を行う。
- 4) 教育の成果等を評価する体制を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成18年度の検討を踏まえ、教育活動の実施状況を評価する制度をより充実させる体制及び教育支援体制について検討する。
 - ② 平成18年度の検討を踏まえ、外部者を含めた教育評価体制について検討を重ね、評価結果を教育の質の向上や改善に結びつけるシステムを確立する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育の成果に関する目標に則したアドミッション・ポリシーを明確にし、教職に就く意欲と能力の高い学生及び現職教員、留学生、社会人の受入を促進するため、学士課程及び大学院課程において、次の措置を講ずる。

学士課程

- ① 平成17年度に公表した選抜方法による入試を実施し、選抜方法の改善による効果を検証する。
- ② 平成20年度入試における入学者選抜方法の実施結果を分析するとともに、AO入試の実施についての検討結果を踏まえ、方向性を決定する。

大学院課程

- ① 受験生のニーズに沿った教育を提供できる教員組織及び大学院教育組織の再編計画

を踏まえ、都道府県の各教育委員会等に積極的にPRし、修士学生の定員充足を図る。

- ② 修学休業制度による現職教員の入学生増を目指し、広報活動を実施する。また、社会人学生を対象とした平成20年度に設置予定の国際教育協力コースの入学試験の方法を検討し、実施する。
 - ③ 連合大学院博士課程への進学指導を充実させる。
 - ④ 社会人学生を対象とした平成20年度に設置予定の国際教育協力コースの入学試験の方法を検討し、実施する。
- 2) 時代の新しい要求に即した教育課程、教育方法、成績評価等を再構築し、教育内容の充実を図るため、学士課程及び大学院課程において、次の措置を講ずる。

学士課程

- ① 大学と附属学校間でTV会議システムやビデオ装置システムを活用した履修を推進するとともに、現有設備の機能と利用状況を踏まえ、ニーズにあったシステムの充実を図る。
- ② 教育効果を高めるため、教育実践コア科目に取り入れたTTによる模擬授業を推進し、内容を充実させる。
- ③ 教育実践力を高めるため、平成17年度に導入したコア・カリキュラムによる模擬授業を、一層推進する。
- ④ 学生相談体制の周知方法の改善を図るとともに、相談体制の充実について検討する。
- ⑤ 学部学生の教育現場理解を促進させるため、現職派遣大学院生による学部授業の補助制度について、一層の充実を図る。
- ⑥ 留学生に対し、授業内容が十分理解できるよう、教授方法を見直す。
- ⑦ 他大学との単位互換制度を充実させるため、私学との協定に基づいた単位互換を検討する。
- ⑧ 入学時のパソコン購入制度を廃止したことから、IT教育等を推進するために、パソコン設備を一層整備する。
- ⑨ 卒業研究発表の実施に向け、委員会で検討する。

大学院課程

- ① 長期履修学生制度による学生の基礎学力向上についての方策を探るために、検討部会を大学院教務委員会に設置し、検討を行う。
- ② 平成18年度に実施した教授方法及び授業内容の改善方策についてのアンケート結果に基づき、改善方策等を検討するとともに、アンケート結果を電子シラバスに掲載する。
- ③ 現職派遣大学院生及び学部卒院生の現状を認識し、研究指導の徹底を図ることにより、連合大学院博士課程進学を考慮した修士研究指導を推進する。
- ④ 14条特例による修士学生のニーズにあった講義の時間帯、開講数について検討する。
- ⑤ 附属学校園と共同で、学部卒の修士学生のための附属学校での授業補助体験計画を作成し、学校現場での授業体験の機会を提供する。
- ⑥ 平成18年度に実施した英語による授業科目に関するアンケート結果に基づき、留学生の授業内容理解促進に配慮した英語による授業を実施する。
- ⑦ 情報環境を駆使したマルチメディア利用の授業を推進するため、試行的に遠隔教育

による授業科目を開設する。

- ⑧ 修士課程において、インターネット等を活用した遠隔教育を、試行的に実施する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1) 時代の新しい要求に即した教育研究組織に再編するとともに授業内容の特性に応じた教育環境を整備するため、次の措置を講ずる。
 - ① 教員組織及び大学院教育組織の平成20年度からの再編計画に向け、諸準備を行う。
 - ② 附属学校園の教員に、学部での授業を担当させる。
- 2) 教材開発、学習指導法の改善を通して、教育内容の質の向上を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① FDに係る専門部会において、形式・方法にとらわれない教材開発・学習指導法の改善を通しての教育内容の向上を図る。
 - ② 平成18年度に引き続き、社会のニーズにあった教育現場の諸課題を探るため、授業改善プロジェクト研究を一層推進する。
- 3) 附属図書館の教育支援体制を充実するため、次の措置を講ずる。
 - ① 学部・大学院の学生を対象とする蔵書・文献・情報検索等の図書館利用ガイダンスを実施する。
 - ② 教育への支援策として、図書館職員による学部・大学院の授業での情報検索等に係る教育支援を行う。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1) 学習支援及び生活支援体制を整備・充実するため、次の措置を講ずる。
 - ① 教員の指導のもと、大学院生による学生相談制度（ピア・カウンセリング）を実施し、不登校生や留年生への相談体制を充実させる。
 - ② 心身健康研究教育センターと学生総合相談室の連携を密にして、学生のメンタルヘルス及びハラスメントへの相談体制を充実させる。
- 2) 学生の大学における生活環境を整備するため、次の措置を講ずる。
 - ① 学生宿舎については引き続き改善を行うとともに、安全で快適な生活環境となるように、学生厚生施設を改善する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1) 学校教育、教科教育等に関する基礎的・専門的な先導的研究を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 学校教育、教科教育等に関する基礎的研究・専門的研究及び教育実践学における国際的研究水準の向上を図るための学術的研究を行う。
 - ② 各研究分野を横断したプロジェクト研究を重点的に行う。
 - ③ 平成18年度に確立した附属学校園等における教育実践研究授業体制に基づく研究授業を、引き続き実施する。
 - ④ 幼・小・中・高一大学間連携による教育研究支援体制の確立を図るため、平成13年度から実施してきた教育支援講師・アドバイザー制度を一層充実するとともに、こ

れまでの派遣実績及び学校現場からの意見等を分析するなど、教育研究支援体制の確立に向け諸準備を行う。

- ⑤ 平成17年度に、3年間の時限措置として設置した「小学校英語教育センター」について、事業計画、組織等の評価を実施し、平成20年度以降の同センターの在り方について検討を行う。
 - ⑥ 「21世紀の教員養成・教員研究の在り方に関する検討会議」の下に、平成17年度に設置したカリキュラム専門部会、教員研修専門部会において、教育現場の諸課題について、検討を行う。
 - ⑦ 連合大学院に寄与するために、学校教育実践学に関する研究を推進するとともに、研究者としての資質能力の向上を図る。
- 2) 研究の成果を教育関係機関及び教育関係者に広く還元し、学校教育の改善・充実に寄与するため、次の措置を講ずる。
- ① 卒業生・修了生・現職派遣大学院生・徳島県教育委員会・徳島県立総合教育センター・大学教員等が連携した研究発表会を開催する。
また、修士論文発表会については、発表方法等の充実を図り、実施する。
 - ② TV会議システムを利用した教育現場と大学との共同研究発表会の開催に向け、諸準備を行う。
 - ③ 「21世紀の教員養成・教員研修等の在り方に関する検討会議」において社会のニーズにあった学校管理・マネジメント能力養成プログラム及び教員研修評価基準等について検討する。
- 3) 研究水準及び研究成果等を評価する体制を確立するため、次の措置を講ずる。
- ① 平成18年度に引き続き、研究活動の実施状況を評価する制度をより充実させる体制及び研究支援体制について検討する。
 - ② 平成18年度に引き続き、外部者を含めた研究評価体制について検討を重ね、評価結果を研究の質の向上や改善に結びつけるシステムを確立する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1) 新たな評価制度の導入と評価を反映させるシステムを構築し、研究の質の向上を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 教育研究等の業績評価を反映した研究費の傾斜配分を見直し、改善・実施を図る。
- 2) 附属図書館の研究支援体制の充実を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成18年度に実施した紀要・学位論文内容の要旨等学内出版物の現状調査に基づき、収集及びデータベース化を行う。
 - ② 国語科教育及び教育実践記録資料の知的財産である野地潤家文庫・大村はま文庫を教育実践学研究の中心的役割と位置付け、これらを核とし幅広く教育実践資料を収集し活用する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 1) 地域社会との連携・協力及び教育面における社会サービスを推進するための方策として、次の措置を講ずる。

- ① 「21世紀の教員養成・教員研修の在り方に関する検討会議」において、指導者養成講座、免許認定講習、10年経験者研修等の計画的な実施に向けて検討する。
 - ② 平成18年度で達成した教育支援講師・アドバイザー等の登録派遣教員数の割合（75%）を継続させ、内容の充実、地域社会と登録派遣教員との連携等の向上を目指す。
 - ③ 教育研究資源の社会への還元をねらいとして公開講座を積極的に開講することとし、20テーマ以上を開講する。
- 2) 産業界との共同研究を推進するため、次の措置を講ずる。
- ① 産業界との共同研究を推進するため、利益相反に関する指針を検討する。
- 3) 地域と連携し、教育諸課題に対する共同研究体制及び共同研究支援体制を確立するため、次の措置を講ずる。
- ① 公立学校等が抱えている現代の教育諸課題について検討する。
 - ② 心理・教育相談室利用者のアンケート結果に基づき、相談体制の一層の質的向上を図る。
 - ③ 研究成果を現場での実践に活かすための方策について、一層の充実を図るための検討を行う。
 - ④ 教育・文化フォーラムを通して、地域と大学が協力して研究を行う体制の充実を図る。
- 4) 国際的な学術交流及び学生交流を推進するため、次の措置を講ずる。
- ① 国際教育協力事業全般について評価・改善等を進める。また、今後の新規プロジェクトの実施・持続・発展性について検討するとともに、外国人客員研究員を招へいし、共同研究、開発途上国における支援事業、シンポジウム等の開催、活動実績に基づき「派遣人材バンク」及び「事業評価方法」を構築する。
 - ② 国際学術雑誌への積極的な発表を啓蒙するとともに、教員の研究業績をウェブ（日本語・英語）で公開する。
 - ③ インターネットを通して、問題解決能力とコミュニケーションスキルの向上に役立つ情報の発信を行う。
 - ④ 国際学術交流協定等に基づき、学生の相互交流を目指す。
 - ⑤ 国際学術交流協定校との学術交流事業の一環として、平成20年度に開催予定の北京師範大学（中国）との第3回中日教師教育学術研究集会に係る諸準備を行う。
 - ⑥ 平成17年度に、3年間の時限措置として設置した「教員教育国際協力センター」について、事業計画、組織等の評価を実施し、平成20年度以降の同センターの在り方について検討を行う。
 - ⑦ 平成20年度実施予定の短期修了制度（学位取得）について、諸準備を行う。
 - ⑧ 「国際交流事業を援助する会」の充実や学外募金活動を実施するとともに、奨学金支給規程の整備を行う。
- 5) 地域社会への附属図書館サービスの拡充を図るため、次の措置を講ずる。
- ① 地域住民に対する図書館サービスについての広報を行い、図書館が行う各種ガイダンス等への積極的な受入を図る。
 - ② 徳島県内公私立学校園の学校図書館との連携・協力を図るとともに、徳島県内の学校教員に対して図書館サービスについての広報活動を推進する。

- ③ 児童図書室において行われるさまざまな読書推進活動等を推進する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 1) 附属学校間並びに大学との間で、教育研究のための共同及び相互支援体制を確立するために、次の措置を講ずる。
 - ① 小学校・中学校にチームティーチング制度を積極的に活用する。
 - ② 特別支援学校では、障害特性に応じ、一人ひとりの個別の指導計画を見直し、きめの細かい指導体制の充実を図る。
- 2) 管理運営・教育制度等を見直し、時代・社会のニーズに則した学校運営を目指すため、次の措置を講ずる。
 - ① 学校評議員制度を充実させ、自己点検・評価や学外者による外部評価を積極的に行い、公表し、説明責任を果たすとともに、評価結果を活かした学校運営に努める。
 - ② 幼稚園では、平成18年度の保護者へのアンケート調査の分析結果等を踏まえ、保育料、外部研究資金の確保等について再検討する。
- 3) 教育機関と積極的に連携し、教員の資質の向上を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 教育の今日的な重要課題について、公立学校園の教員と連携を図りながら、実践研究を積極的に行う。

幼稚園では、現職教員や保育士、地域の保護者を対象とした、合同研究会や公開講座等を実施する。

小学校では、テレビ会議システムや各種メディアを積極的に活用し、公立学校の教員と連携して実践研究を行う。また、小学校の研究内容を定期的に広報紙・ウェブページ等で積極的に発信する。

中学校では、徳島県中学校教育会と連携し、実践研究を行うとともに、その内容を積極的にウェブページで公開する。

特別支援学校では、個別の指導計画の作成とその実践を集積する。また、自閉症の児童生徒指導の研究を深め、ADHD（注意欠陥多動性障害）・高機能自閉症等についての研修や相談を積極的に実施する。
 - ② 附属学校教員に対し、10年経験者研修、初任者研修、英語担当教員国内研修などの各種研修を積極的に実施（派遣）し、資質の向上を図る。
- 4) 安全管理体制を整備し、幼児、児童及び生徒の安全を確保するため、次の措置を講ずる。
 - ① 幼児、児童及び生徒の安全を確保するため、安全指導教育を計画的に実施するとともに、施設・設備面においても計画的に安全対策を講じる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 教員、事務職員の一体化を目指した積極的業務連携を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成20年度の事務局廃止に向け、諸準備を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1) 教育研究の進展や社会的要請に応じて、適切な評価に基づき、教育研究組織の弾力的な設計と改組転換を進めるため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成20年度の新たな教員組織改編のための諸準備を行う。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1) 教員の流動性・多様性を高めるための人事を推進するための方策として、次の措置を講ずる。
 - ① 平成18年度に制定した「鳴門教育大学における女性大学教員の割合を引き上げるための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」を推進するとともに、外国人教員の増員を図るための方策を引き続き検討する。
- 2) 教育研究の活性化を図るため、業績評価の評価基準や方法及びこれを反映するための給与システムを確立するための方策として、次の措置を講ずる。
 - ① 平成18年度から実施した業績評価を反映した給与システムについて、活用・反映のための業績評価項目について見直しを行う。
- 3) 教職員の定数管理と事務系職員の採用・人事制度を確立するため、次の措置を講ずる。
 - ① 教職大学院の設置審査の結果及び総人件費改革の実施計画を踏まえ、中期目標・中期計画に基づき、職員の定数管理を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1) 事務組織・職員配置を再編し、業務の効率化、合理化を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 事務局を廃止するための段階的措置として、教務部の事務組織を再構築する。
- 2) 外部委託等を積極的に活用するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成16年度に策定した業務外部委託計画に基づき、計画的に外部委託を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1) 科学研究費補助金など外部研究資金その他の自己収入の増加を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 科学研究費補助金の採択件数を全学的プロジェクトを含め、平成21年度までに約40件に増加させるため、必要な措置を計画的に実施する。
 - ② 引き続き、講師派遣事業収入等の研究費組み入れを実施する。
 - ③ 外部研究資金及びその他の自己収入を、平成21年度までに平成15年度の約1.5倍に引き上げるため、必要な措置を計画的に実施する。
- 2) 地域社会や産業界との連携・交流の強化を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 地域社会や産業界との連携・交流の強化を図るため、本学ウェブページに各種の研究に関する事項を新規掲載するほか、国立情報学研究所の電子図書館サービスを利用した研究紀要の公開などデータベースを活用した積極的な情報発信に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1) 「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費

削減の取組を行うため、次の措置を講ずる。

- ① 人件費について、概ね1%の削減を行う。
- 2) 事務の合理化・電子化等により、事務組織の見直しを行い管理経費の抑制を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 事務の合理化・電子化等により、管理経費を対前年度比1%の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 施設設備及び物品の効果的・効率的運用を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 職員宿舎及び学生宿舎について、平成17年度に実施したアンケート調査結果や改修状況及びヒアリングを基に、必要な措置を講ずる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1) 自己点検・評価体制等の充実を図るとともに、教員に対する多様な評価システムを導入し、その評価結果を大学運営の改善・充実に十分反映させるため、次の措置を講ずる。
 - ① 「自己点検・評価実施要領」に基づき、教員の自己点検・評価及び業績評価を実施する。その結果を総合的に評価し、評価結果を大学運営等に反映する。
 - ② 教育研究活動における第三者評価として、平成19年度に大学機関別認証評価を受ける。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育研究活動等の状況について、積極的に情報を社会に提供するために広報体制の充実・強化を図るため、次の措置を講ずる。
 - ① 教育研究活動等の状況を積極的に社会に提供するため、学生を含めた全学的組織により広報活動を自己点検・評価する体制を整備し、広報活動の在り方に関する点検・評価を実施する。
 - ② 平成20年度に、大学の知的情報を一元的に管理し、データベース化を推進するための事務組織の設置を目指し、段階的措置として事務局組織を見直す。
- 2) 広報活動の基本となるプランを策定し、プランに基づき効果的・効率的な広報活動を推進するため、次の措置を講ずる。
 - ① 平成22年度以降の「情報サービスプラン（仮称）」についての検討を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 1) 活発な教育研究活動を展開し、優れた指導能力を備えた教員を養成し、また、現職教員に高度な研究、研鑽の機会を確保し開かれた大学として様々な教育研究等の目標及び計画を実現するため、次の措置を講ずる。
 - ① 既存施設の点検・評価に基づく施設設備・利用状況を点検し、全学的かつ計画的で効率的なスペースを確保する。
 - ② 老朽化した附属特別支援学校校舎の機能改善計画に基づき、安全な教育環境の整備を行う。

- ③ 健全な大学の教育研究環境を目指し，施設設備を良好な状態に保つ。
- ④ キャンパスバリアフリー計画に基づき，引き続き計画的な整備を行う。また，キャンパスサイン計画に基づき，引き続き改善を行う。
- ⑤ 施設マネジメントの観点から，過去の改修歴等の維持管理状況を検証し，今後の維持管理計画を策定する。
- ⑥ 引き続き，地元自治体等に対する働きかけ及び国費以外の資金による整備等新たな整備手法を検討する。
- ⑦ 本年度中に整備する施設・整備は，Xその他1「施設・設備に関する計画」のとおりである。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 1) 防災及び安全管理体制を確立し，教職員並びに学生の安全を確保し，安全衛生意識の高揚を図るため，次の措置を講ずる。
 - ① 安全衛生への意識の高揚を図るため，教育広報活動を計画的に実施する。
 - ② 職員及び学生からの環境安全衛生に関する意見を聴取するとともに，施設パトロール等を実施し，その結果を施設・設備の整備や安全な勤務環境づくりに反映させる。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

10億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・校舎空調設備外改修 ・バリアフリー対策工事	総額 64	国立大学財務・経営センター施設整備費交付金 (24) 目的積立金 (40)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

教職員の適正な配置、養成、評価及び計画的な人事交流の実施

- ① 平成18年度に制定した「鳴門教育大学における女性大学教員の割合を引き上げるための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」を推進するとともに、外国人教

員の増員を図るための方策を引き続き検討する。

- ② 平成18年度から実施した業績評価を反映した給与システムについて、活用・反映のための業績評価項目について見直しを行う。
- ③ 教職大学院の設置審査の結果及び総人件費改革の実施計画を踏まえ、中期目標・中期計画に基づき、職員の定数管理を行う。

19年度の常勤職員数 349人
 19年度の人件費総額見込み 3,218百万円

別表

○学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

学校教育学部	400人（学校教育教員養成課程）
学校教育研究科	600人（修士課程） 学校教育専攻 290人 特別支援教育専攻 40人 教科・領域教育専攻 270人
附属小学校	720人 学級数18
附属中学校	480人 学級数12
附属特別支援学校	60人 学級数9
附属幼稚園	160人 学級数5

3 中期目標期間を超える債務負担

なし

4 災害復旧に関する計画

なし

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成19年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,732
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	17
国立大学財務・経営センター施設費交付金	24
自己収入	731
授業料及入学金検定料収入	639
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	92
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	135
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	40
計	4,679
支出	
業務費	3,252
教育研究経費	3,252
診療経費	0
一般管理費	1,211
施設整備費	64
船舶建造費	0
補助金等	17
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	135
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	4,679

[人件費の見積り]

期間中総額3,218百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち, 総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額2,803百万円)

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,669
經常費用	4,669
業務費	4,385
教育研究経費	640
診療経費	0
受託研究費等	122
役員人件費	195
教員人件費	2,604
職員人件費	824
一般管理費	172
財務費用	2
雑損	0
減価償却費	110
臨時損失	0
収入の部	4,669
經常収益	4,630
運営費交付金	3,678
授業料収益	536
入学金収益	109
検定料収益	28
附属病院収益	0
受託研究等収益	122
補助金等収益	17
寄附金収益	10
財務収益	1
雑益	52
資産見返運営費交付金等戻入	51
資産見返補助金等戻入	0
資産見返寄附金戻入	3
資産見返物品受贈額戻入	23
臨時利益	39
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,868
業務活動による支出	4,523
投資活動による支出	120
財務活動による支出	36
翌年度への繰越金	1,189
資金収入	5,868
業務活動による収入	4,575
運営費交付金による収入	3,732
授業料及入学金検定料による収入	639
附属病院収入	0
受託研究等収入	122
補助金等収入	17
寄附金収入	13
その他の収入	52
投資活動による収入	25
施設費による収入	24
その他の収入	1
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,268